

許可番号 02121048626

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県瑞穂市稲里545番地の1

氏 名 小塚メタル株式会社
代表取締役 小塚 将樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県岐阜地域環境事務所長



許可の年月日 令和 8年 9月21日

許可の有効年月日 令和13年 9月20日

1 事業の範囲

中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（金属に付着したものに限る。自動車等破砕物を除く。）、紙くず（金属に付着したものに限る。）、木くず（金属に付着したものに限る。）、繊維くず（金属に付着したものに限る。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（金属に付着したものに限る。自動車等破砕物を除く。）、がれき類（金属に付着したものに限る。）

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

種 類：圧縮施設

設置場所：岐阜県瑞穂市稲里四ノ町497-1、498-1

設置年月日：平成13年8月15日

処理能力：

廃プラスチック類（金属に付着したものに限る。自動車等破砕物を除く。）、紙くず（金属に付着したものに限る。）、木くず（金属に付着したものに限る。）、繊維くず（金属に付着したものに限る。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（金属に付着したものに限る。自動車等破砕物を除く。）、がれき類（金属に付着したものに限る。）

75.2t/日（9.4t/時間）

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 9月21日 産業廃棄物処分業許可（新規）

平成18年 9月21日 産業廃棄物処分業許可（更新）

平成23年 9月21日 産業廃棄物処分業許可（更新）

許可番号 02121048626

平成26年 5月19日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成28年 9月21日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成30年 7月27日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和 3年 9月21日 産業廃棄物処分業許可（更新）
令和 8年 9月21日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無